都道府県·指定都市 土地対策担当部局長 殿

国土交通省土地·建設産業局企画課長

条例により事後届出に係る権限の移譲がなされている場合の 国土利用計画法施行規則第20条第1項の運用について

平素より、国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下「法」という。)の適切な運用に御尽力いただきありがとうございます。

国土交通省では、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月25日閣議決定)に基づき、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2)により、法第23条第1項の規定による届出(以下「事後届出」という。)に係る権限が都道府県から市町村(特別区を含む。以下同じ。)へ移譲されている場合の国土利用計画法施行規則(昭和49年総理府令第72号。以下「省令」という。)第20条第1項に規定する届出書の提出方法について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨を申し添えます。各地方公共団体におかれては、今後の法制度の運用に当たって、参考としてください。また、都道府県におかれては、貴管内市町村(指定都市を除く。)に対して、本通知を周知していただきますようお願いします。

記

法第23条第1項では、事後届出について、土地が所在する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)を経由して、都道府県知事に届け出なければならないとしています。これは、当該届出で把握できる土地取引内容は、法に基づいて都道府県知事が行う監視区域の指定等の判断材料となるものであり、また、監視区域の指定等に当たり市町村長が意見を述べる際の判断材料となるものであるため、都道府県知事、市町村長の両者が届出内容について把握できるようにしているものです(この趣旨は、条例による事務処理特例制度により事後届出に係る事務を都道府県から市町村へ権限移譲している場合でも、変わりありません。)。

この法の趣旨を踏まえ、届出書の受取者である都道府県知事と経由者である市町村長の両者が届出書を保有することができるよう、省令第20条第1項において、届出書の正本及び副本の提出を課しているところです。

一方、条例により事後届出に係る権限が都道府県から市町村へ移譲されている場合には、都道府県は必ずしも届出書を紙書類として受け取る必要性はなく、土地取引内容を把握できる状態にあればよいこととなります。このため、市町村及び届出者の事務負担の軽減の観点から、都道府県と条例により事後届出に係る権限の移譲がなされた市町村との間で、電磁的方法等によって届出内容等(省令第20条第2項の規定による添付書類を含む。)を適切に共有できる措置がとられている場合には、市町村が定める事後届出に係る取扱要領等において、届出者に正本のみの提出を求めることとして差し支えありません。

なお、本通知は、市町村が従前どおり届出者に正本及び副本の提出を求めることとする運用を行うことを妨げるものではありません。